

改正対象となる様式

- 労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則関係
 - ・ 様式第 1 号 1
 - ・ 様式第 6 号 (甲) 3
 - ・ 様式第 6 号 (乙) 5

- 厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則関係
 - ・ 様式第 1 号 (甲) 7
 - ・ 様式第 1 号 (乙) 9
 - ・ 様式第 7 号 1 1

提出用

年 月 日

労働保険 ①: 保険関係成立届(継続)(事務処理委託届)
②: 保険関係成立届(有期)
③: 任意加入申請書(事務処理委託届)

①種別 3160

労働局長 下記のとおり (イ)届けます。(3160又は31601のとき)
労働基準監督長 (ロ)労災保険 (ハ)雇用保険 の加入を申請します。(31602のとき)
公共職業安定所長 展

※修正項目番号 修正項目番号 労働保険番号 都道府県 所掌 管轄(1) 基幹番号 枝番号

①住所又は所在地 ②事業主氏名等 ③事業の種別 ④事業の種類 ⑤加入済の労働保険 ⑥雇用保険被保険者数 ⑦賃金総額の見込額 ⑧所在地 ⑨委託事務種別 ⑩事業開始年月日 ⑪事業終了年月日 ⑫保険の事業の課税金額 ⑬立木の伐倒の事業の課税見込生成産 ⑭備考

⑦住所(カナ) ⑧住所(漢字) ⑨名称・氏名(カナ) ⑩名称・氏名(漢字)

① 保険関係成立年月日 (31600又は31601のとき) ※ 任意加入認可年月日 (31602のとき) (元号:平成は7) ② 事務処理委託年月日 (31600又は31602のとき) 事業終了予定年月日 (31601のとき) (元号:平成は7) ③ 常時使用労働者数 (31600又は31602のとき)

④ 雇用保険被保険者数 (31600又は31602のとき) ⑤ 失業者高齢労働者数 (31600又は31602のとき) ※ 保険理由コード (31600のとき) ⑥ 加入済労働保険番号 (31600又は31602のとき)

⑦ 適用済労働保険番号1 ⑧ 適用済労働保険番号2

※ 雇用保険の事業所番号 (31600又は31602のとき) ※ 府県区分 (31600又は31602のとき) ※ 特種コード (31600又は31602のとき) ※ 業種 (31600のとき) ※ 業種分類 (31600又は31602のとき) ※ データ指示コード ※ 再入力区分

※ 修正項目 (英数・カナ)

※ 修正項目 (漢字)

※ 受付年月日 (元号:平成は7)

⑭ 法人番号

事業主氏名 (法人のときはその名称及び代表者の氏名) 記名押印又は署名

【注意】

- 1 □□□□ で表示された枠（以下「記入枠」という。）に記入する文字は、光学文字読取装置（OCR）で直接読み取りを行うので、この用紙は汚したり、必要以上に折り曲げたりしないこと。
- 2 記入すべき事項のない欄又は記入枠は空欄のままとし、事項を選択する場合には該当事項を○で囲むこと。なお、電話番号記入枠には電話番号を必ず記入し、また、※印のついた欄又は記入枠には記入しないこと。
- 3 記入枠の部分は、必ず、黒色のボールペンを使用し、枠からはみださないように大きめのカタカナ、漢字、ひらがな及びアラビア数字で明瞭に記入すること。
- 4 事業主の氏名（法人にあっては代表者氏名）記入欄については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記入すること。
- 5 ①欄には、事業主の住所又は所在地（法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地）及び氏名（法人の場合にあっては、名称）を記入すること。ただし、既に継続事業の一括の認可を受けている事業主の場合は、当該一括に係る指定事業の所在地及び名称を記入すること。
- 6 ②欄には、保険関係が成立した事業の所在地及び名称を記入すること。
- 7 ③欄には、作業内容（製造工程）、製品名（完成物）、又は提供されるサービスの内容等事業の内容を具体的に記入すること。
- 8 ④欄には、事業に適用される「労災保険率適用事業細目表」に掲げられた該当する事業の種類を記入すること。
- 9 ⑤欄には、既に労災保険又は雇用保険に加入済みの場合、加入しているものの記号を○で囲むこと。
- 10 ⑥欄には、労災保険又は雇用保険の適用事業となった年月日を記入すること。
- 11 ⑦欄の「一般・短期」欄には、その年度における1ヶ月平均雇用保険被保険者数（一般被保険者数、高年齢労働者数及び短期雇用特例被保険者数の合計数）を、また、「日雇」欄には、日雇労働者数を記入すること。
- 12 ⑧欄には、保険関係が成立した日から保険年度末までの期間に使用する労働者に係る賃金総額の見込額を記入すること。賃金総額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てて記入すること。
- 13 ⑨欄及び⑩欄には、労働保険事務組合に労働保険事務を委託している場合に記入すること。
- 14 ⑪欄には、任意加入の申請を行う場合のみ、当該事業の開始年月日を記入すること。
- 15 ⑫欄には、有期事業において、当該事業の廃止（予定）年月日を記入すること。
- 16 ⑬欄には、建設の事業の場合に、請負代金の額（労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第13条第2項各号に該当する場合には、当該各号に定めるところにより計算した額）を記入すること。
- 17 ⑭欄には、立木の伐採の事業の場合に素材の見込生産量を記入すること。
- 18 ⑮欄には、工事発注者の住所又は所在地及び氏名又は名称を記入すること。
- 19 ⑯欄の下1桁には該当する数字を記入すること。
- 20 ⑰欄から⑳欄までは、保険関係が成立した事業に係る主たる事務所の所在地及び名称について、指定された表記により記入すること。
- 21 ㉑欄には、⑥欄の年月日を記入すること。
- 22 ㉒欄には、「事務処理委託届」として提出する場合は、事務組合への事務処理委託年月日を記入し、「保険関係成立届（有期）」として提出する場合は、事業終了予定年月日を記入すること。
- 23 ㉓欄には、その保険年度における1日平均使用労働者の見込数（年間延使用労働者数（臨時及び日雇を含む。）を所定労働日数で除した数）を記入すること（小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てた数）。
- 24 ㉔欄には、⑦欄の「一般・短期」の人数と「日雇」の人数の合計人数を記入すること。
- 25 ㉕欄には、一般被保険者数のうち、高年齢労働者数を記入すること。
- 26 ㉖欄には、届出する当該事業が、個別加入から委託加入に変更、事務組合から他の事務組合に委託換え、委託加入から個別加入に変更の場合、元の労働保険番号を記入すること。
- 27 ㉗欄には、次により記入すること。
 イ 一元適用事業においては、既に労働保険番号を付与されている事業のうち、同じ所掌の事業について、その労働保険番号を記入すること（当該事業が2事業以上ある場合は、そのうちの主たる2事業について、㉘欄も用いてそれらの労働保険番号を記入すること。）
 ロ 二元適用事業においては、他の所掌の事業について、その労働保険番号を記入すること（当該事業が2事業以上ある場合は、そのうちの主たる2事業について、㉘欄も用いてそれらの労働保険番号を記入すること。）
- 28 ㉙欄には、事業主に法人番号が指定されている場合、指定された法人番号を記入すること。

※ 雇用保険被保険者の資格がある者については、その者に係る「雇用保険被保険者資格取得届」を所轄公共職業安定所に提出する必要があること。

労働保険 概算・増加概算・確定保険料
石綿健康被害救済法 一般拠出金

申告書

継続事業
(一括有期事業を含む。)

標準字体 0123456789

※印「記入に当たっての注意事項」をよく読んでから記入して下さい。
OCR用への記入は上記の「標準字体」でお願いたします。

提出用

平成 年 月 日

あて先 〒

① 労働保険番号
② 延納期間
③ 延納理由
④ 延納期間
⑤ 延納理由

※各種区分
労働者区分
労働者区分
労働者区分

⑥ 延納期間
⑦ 延納理由
⑧ 延納期間
⑨ 延納理由

労働保険特別会計歳入徴収官殿

(注) 本表による確定申告書の提出に際しては、労働保険特別会計歳入徴収官殿へ提出する旨を記載してください。

確定保険料算定内訳
⑦ 区分
⑧ 保険料・一般拠出金算定基礎額
⑨ 保険料率
⑩ 確定保険料・一般拠出金額 (⑧ × ⑨)

概算・増加概算保険料算定内訳
⑪ 区分
⑫ 保険料算定基礎額の見込額
⑬ 保険料率
⑭ 概算・増加概算保険料額 (⑫ × ⑬)

⑮ 延納の申請 納付回数

⑯ 申告済概算保険料額
⑰ 申告済概算保険料額
⑱ 増加概算保険料額
⑲ 差引額

⑳ 期別納付額
㉑ 事業又は作業の種類
㉒ 保険関係成立年月日
㉓ 事業廃止等理由

㉔ 加入している労働保険
㉕ 特種事業
㉖ 所在地
㉗ 名称
㉘ 住所
㉙ 名称
㉚ 氏名

【記入に当たっての注意事項】

この申告書は、納付する保険料等を添えて日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店）、所轄都道府県労働局又は所轄労働基準監督署のいずれかに提出して下さい。

○取扱上の注意

- この様式は、ノーカーボンの3枚1組の複写式になっていますが、記入するに当たっては、まずこの注意事項の部分を図1のように下のきりとり線から切り離して下さい。
- 複写先の紙面が汚れやすいので、注意しながらボールペンで記入して下さい。
- 申告書及び納付書の記入が終わりましたら、申告書の事業主控を切り取って保存して下さい。この場合、残りの提出用申告書と納付書は切り離さないように注意して下さい。申告書に保険料等を添えて日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店）、所轄都道府県労働局又は所轄労働基準監督署の窓口へ提出するときは図2のようになります。
- この申告書及び納付書は、なるべく折り曲げないようにし、やむをえない場合には折り曲げマーク（→←）の所で折り曲げて下さい。



図1



図2

- で表示された枠（以下「記入枠」という。）に記入する文字は、光学文字読取装置（OCR）で直接読み取りを行うので、この用紙は汚したり、必要以上に折り曲げたりしないこと。
- 記入すべき事項のない欄又は記入枠は、空欄のままとし、事項を選択する場合には該当事項を○で囲むこと。なお、※印のついた欄又は記入枠には記入しないこと。
- 記入枠の部分は、必ず、黒色のボールペンを使用し、申告書右上に記載された「標準字体」にならって、枠からはみださないように大きめのカタカナ、漢字、ひらがな及びアラビア数字で明瞭に記入すること。
- ①欄には、付与されている労働保険番号を記入すること。
- ②欄には、増加概算保険料申告書として提出する場合に保険料算定基礎額の見込額が増加した年月日を記入すること。
- ③欄及び④欄には、確定保険料及び一般拠出金を申告する場合であって、(1)事業の廃止、(2)個別加入から委託加入に変更（事務組合から他の事務組合に委託換えした場合を含む。）、(3)委託加入から個別加入に変更、(4)労働者を使用しなくなったこと(1)に該当する場合を除く。、(5)その他（他の都道府県への事業移転等）の事実があったときにその年月日を記入し、該当事項を○で囲むこと。
- ④欄には、年度更新の際において、確定保険料・概算保険料及び一般拠出金申告書（以下「年度更新用申告書」という。）として提出する場合には、その保険年度の直前の保険年度に属する各月の末日（賃金締切日がある場合には、各月の末日の直前の賃金締切日）における使用労働者数の合計数を12（当該直前の保険年度の中途に労働保険の保険関係が成立した事業にあっては、労働保険の保険関係が成立した日の属する月以後の月であって当該直前の保険年度に属する月の月数）で除した数を記入すること。なお、船渠、船舶、岸壁、波止場、停車場又は倉庫における貨物の取扱いの事業及び徴収法第7条の規定により一の事業とみなされた事業については、当該直前の保険年度における1日平均使用労働者数（延使用労働者数を当該直前の保険年度中の所定労働日数で除した数）を記入すること。
- ⑤欄には、年度更新の際において、年度更新用申告書として提出する場合には、前年度における1ヵ月平均雇用保険被保険者数を記入すること。
- ⑥欄には、⑤欄に記入した雇用保険被保険者のうち、任意加入に係る高年齢継続被保険者、短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者以外の高年齢労働者数を記入すること。
- ⑧欄及び⑨欄には、次により記入すること。
 - (ロ)の額と(ホ)の額が同じ場合には(イ)欄のみ記入し、(ロ)の額と(ホ)の額が異なる場合には(ロ)から(ホ)までの各欄に記入すること。
 - 労災保険のみの保険関係が成立している場合には(ロ)に記入し、雇用保険のみの保険関係が成立している場合には、(ハ)から(ホ)までの各欄に記入すること。
 - (ニ)欄には、雇用保険被保険者のうち任意加入に係る高年齢継続被保険者、短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者以外の高年齢労働者に支払う賃金の総額を記入すること。
 - ⑧欄の(ヘ)には、一般拠出金の算定基礎となる賃金総額を記入すること。
 - その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。
 - この申告書を年度更新の際において、年度更新用申告書として提出する場合には、労災保険と雇用保険の保険関係が共に成立している場合には⑧欄の(イ)の額又は(ロ)の額と(ハ)の額の合計額と新保険年度の保険料算定基礎額の見込額とを比較し、また、労災保険又は雇用保険のいずれか一方の保険関係が成立している場合には⑧欄の(ロ)又は(ハ)の額と新保険年度の保険料算定基礎額の見込額とを比較して、新保険年度の保険料算定基礎額の見込額が⑧欄の100分の50以上100分の200以下であるときは、⑨欄の(イ)から(ホ)までについては⑧欄の(イ)から(ホ)までの額をそれぞれ記入すること。
- ⑩欄の(ロ)及び(ホ)に記入した場合には、その合計額を(イ)に記入すること。
- ⑩欄の(ヘ)には、⑧欄の(ヘ)の額に⑨欄の(ヘ)の率を乗じた額を記入すること。
- ⑭欄の(ロ)及び(ホ)に記入した場合には、その合計額を(イ)に記入すること。
- ⑮欄及び⑯欄には、年度更新の際において、年度更新用申告書として提出する場合に、変更があるとき記入すること。
- ⑰欄には、概算保険料を延納する場合の納付回数を記入すること。
- ⑱欄には、確定保険料及び一般拠出金申告書又は年度更新の際において、年度更新用申告書として使用する場合には、既に納付した概算保険料の額を記入すること。
- ⑲欄には、この申告書を増加概算保険料申告書として使用する場合には、既に納付した概算保険料の額を記入すること。
- ⑳欄の(ニ)に記入した額を納付書の「労働保険料」欄へ、(ヘ)に記入した額を納付書の「一般拠出金」欄へ、(ト)に記入した額を納付書の「納付額(合計額)」欄へそれぞれ転記すること。
- ㉑欄には、「労災保険率表」の事業の種類又は「第2種特別加入保険料率表」の事業若しくは作業の種類を記入すること。
- ㉒欄には、保険関係が成立した事業の所在地及び名称を記入すること。
- ㉓欄には、事業主の住所（法人のときは主たる事務所の所在地）・名称・氏名（法人のときは代表者の氏名）について記入すること。なお、事業主の氏名記入欄については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記入すること。
- ㉔欄には、既に納付した概算保険料の額のうち、確定保険料の額を超える額について、次の保険年度の概算保険料や一般拠出金に充当することを希望する場合に、該当する番号を記入すること。
- 労災保険の特別保険料の納付に当たってもこの申告書を添えることとし、⑧欄から⑱欄までについては、(ロ)を必ず記入すること。
- ㉕欄には、事業主に法人番号が指定されている場合、指定された法人番号を記入すること。

※ 雇用保険被保険者の資格がある者については、その者に係る「雇用保険被保険者資格取得届」を所轄公共職業安定所に提出する必要があること。

有期事業 (一括有期事業を除く。)

標準字体 0123456789

第3片「記入に当たっての注意事項」をよく読んでから記入して下さい。○と○とへの記入は上記の「標準字体」でお願います。

下記のとおり申渡します。

番号欄

※修正項目番号

労働保険特別会計納入徴収官職

業種区分 731 提出用

①労働保険番号

②法人番号

③保険料算定基礎額

④増加年月日 (氏号：平成は?)

⑤事業終了(予定)年月日 (氏号：平成は?)

④事業又は作業の種類

⑦ 資金総額の算出方法

(イ)支払資金 (ロ)労務費率又は労務費の額 (ハ)平均資金

資金総額の特例(⑦の(ロ))による場合

資金総額の構成表 (イ) 請負代金の額 (ロ) 請負代金に加算する額 (ハ) 請負代金から控除する額 (ニ) 請負金額((イ)+(ロ)-(ハ)) (ホ) 預付の(見込)生産量 (ヘ) 労務費率又は労務費の額

確定保険料表 (① 算定期間 年月日 から 年月日 まで ② 保険料率 1000分の) (③ 保険料算定基礎額 (千円) ④ 確定保険料額 (③×②) ⑤ 申告済概算保険料額) (⑥ 差引額 (④-⑤) (イ) 充当額 (④-⑥) (ロ) 還付額 (⑤-⑥) (ハ) 不足額 (⑥-⑤))

一般拠出金表 (① 一般拠出金算定基礎額 (千円) ② 一般拠出金率 1000分の) (③ 一般拠出金 (①×②))

(注) 石綿による健康被害の救済に関する法律第35条第1項に基づき、労災保険適用事業主から徴収する一般拠出金

増加概算保険料表 (① 算定期間 年月日 から 年月日 まで ② 保険料率 1000分の) (③ 保険料算定基礎額又は増加後の保険料算定基礎額の見込額 (千円) ④ 概算保険料額又は増加後の概算保険料額(③×②) ⑤ 申告済概算保険料額) (⑥ 差引額 (④-⑤) ⑦ 延納の申請 納付回数) ※有期リット税制コード

⑧ 概算保険料又は増加概算保険料の期別納付額 (第1期(初期) 円 第2期以降 円)

⑨ 今期納付額 (イ) 概算保険料又は増加概算保険料 (円) (ロ) 確定保険料 (円) (ハ) 一般拠出金 (円) ※有期リット税制コード ※納入区分

※修正項目 (天賦・カナ)

③の(ロ)、④の金額の前に「¥」記号を付さないで下さい ⑥の(イ)、⑦の(ロ)は事業開始が平成18年4月1日以降の場合に記入して下さい

⑩ 発注者 (立木の伐採の事業の場合は立木所有者等) の住所又は所在地及び氏名又は名称 (住所又は所在地 電話番号 氏名又は名称 電話番号)

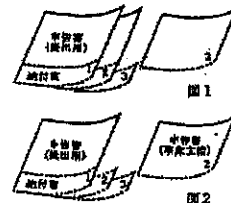
⑪ 所在地 (イ) 住所 (法人の上記住所) (ロ) 名称 (ハ) 氏名 (法人の上記代表者の氏名) (電話番号)

〔記入に当たっての注意事項〕

この申告書は、納付する保険料等を添えて日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店）、所轄都道府県労働局又は所轄労働基準監督署のいずれかに提出して下さい。

○取扱上の注意

- 1 この様式は、ノーカーボンの3枚1組の複写式になっていますが、記入するに当たっては、まずこの説明書きの部分を図1のように下のきりとり線から切り離して下さい。
- 2 複写式の紙面が汚れやすいので、注意しながらボールペンで記入して下さい。
- 3 申告書及び納付書の記入が終わりましたら、申告書の事業主控を切り取って保存して下さい。この場合、残りの提出用申告書と納付書は切り離さないように注意して下さい。申告書に保険料等を添えて日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店）、所轄都道府県労働局又は所轄労働基準監督署の窓口へ提出するときは図2のようになります。
- 4 この申告書及び納付書は、なるべく折り曲げないようにし、やむをえない場合には折り曲げマーク（▶◀）の所で折り曲げて下さい。



- 1 で表示された枠（以下「記入枠」という。）に記入する文字は、光学文字読取装置（OCR）で直接読み取りを行うので、この用紙は汚したり、必要以上に折り曲げたりしないこと。
- 2 記入すべき事項のない欄又は記入枠は空欄のままとし、事項を選択する場合には該当事項を○で囲むこと。なお、※印のついた欄又は記入枠には記入しないこと。
- 3 記入枠の部分は、必ず、黒色のボールペンを使用し、枠からはみださないように大きめのカタカナ、漢字、ひらがな及びアラビア数字で明瞭に記入すること。
- 4 ①欄には、付与されている労働保険番号を記入すること。
- 5 ②欄には、保険関係が成立した年月日を記入すること。
- 6 ③欄には、事業の期間中における1日平均使用労働者数（延使用労働者（臨時及び日雇を含む。）を所定労働日数で除したものをいう。）を記入すること。
- 7 ④欄には、「労災保険率表」の事業の種類又は作業の種類を記入すること。
- 8 ⑤欄には、この申告書を増加概算保険料申告書として使用する場合に、保険料算定基礎額の見込額が増加した年月日を記入すること。
- 9 ⑥欄には、確定保険料及び一般拠出金申告書として使用する場合は事業終了年月日を、増加概算保険料申告書として使用するに際し、事業の終了予定年月日に変更がある場合は、変更後の事業終了予定の年月日を記入すること。
- 10 ⑦欄には、該当する項目を○で囲むこと。
- 11 ⑧欄には建設の事業について、次により記入すること。
 - (1) (ロ)欄には、注文者その他の者から当該事業に使用するために材料の支給又は機械器具等の貸与を受けた場合には、その材料の価格又は機械器具等の損料相当額（労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第13条第2項第1号ただし書の規定に基づき厚生労働大臣が定める物（以下「工事用物」という。）の価額を除く。）を記入すること。
 - (2) (ハ)欄には、請負代金の額に工事用物の価額が含まれている場合には、その価額を記入すること。
- 12 ⑨欄には、立木の伐採の事業についての素材の生産量（確定保険料及び一般拠出金申告書として使用する場合）又は素材の見込生産量（概算又は増加概算保険料申告書として使用する場合）を記入すること。
- 13 ⑩欄には、建設の事業にあつては労務費率表の事業ごとに定められた請負金額に乗ずる率を、立木の伐採の事業にあつては所轄都道府県労働局長が定める素材1立方メートルを生産するために必要な労務費の額を記入すること。
- 14 ⑬欄、⑭欄及び⑮欄には、賃金総額の特例による場合、建設の事業にあつては⑧欄の(二)の額に⑩欄の労務費率を乗じて得た額を、また、立木の伐採の事業にあつては⑨欄の素材の生産量又は素材の見込生産量に⑩欄の労務費の額を乗じて得た額を記入すること。
- 15 ⑯欄には、概算保険料を延納する場合にその納付回数を記入すること。
- 16 ⑰欄の(イ)又は(ロ)に記入した額を納付書の「労働保険料」欄へ、(ハ)に記入した額を納付書の「一般拠出金」欄へそれぞれ転記し、納付書の「労働保険料」欄の額と「一般拠出金」欄の額の合計額を「納付書（合計額）」欄に記入すること。
- 17 ⑳欄には、保険関係が成立した事業の所在地及び名称を記入すること。
- 18 ㉑欄には、事業主の住所（法人のときは主たる事務所の所在地）・名称・氏名（法人のときは代表者の氏名）について記入すること。なお、事業主の氏名記入欄については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記入すること。
- 19 ㉒欄には、既に納付した概算保険料の額のうち、確定保険料の額を超える額について、㉑欄の一般拠出金に充当することを希望する場合に、「2」と記入すること。
- 20 ㉓欄には、事業主に法人番号が指定されている場合、指定された法人番号を記入すること。

労働保険 概算・増加概算・確定保険料
石綿除染被曝救済法 一般拠出金

申告書

継続事業
(一括有期事業を含む。)

標準
字体 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

期片「記入に当たっての注意事項」をよく読んでから記入して下さい。
○Cと併への記入は上記の「標準字体」でおこないます。

提出用

平成 年 月 日

あて先 〒

下記のとおりにお書き下さい。

種別 業種 事務所番号 業種コード

※各種区分
労働(○) | 保険関係等 | 業種 | 業種区分

①労働保険番号

③始期年月日(元号・平成は?) ④定額納付年月日(元号・平成は?)

⑤雇用保険法適用者数 ⑥雇用保険法適用者数 ⑦先納付金高年納付額等

労働保険特別会計歳入徴収官殿

(注)(五) 労働保険特別会計歳入徴収官の住所に届する郵便物は、労働保険特別会計課に送付すること。労働保険特別会計課の住所は、労働保険特別会計課の所在地である。

Table with 4 columns: 区分, 算定期間, ⑧保険料・一般拠出金算定基礎額, ⑨保険料率, ⑩確定保険料・一般拠出金額. Rows include 労働保険料, 労災保険分, 雇用保険法適用者分, 高年齢労働者分, 保険料算定対象者分, 一般拠出金.

Table with 4 columns: 区分, 算定期間, ⑫保険料算定基礎額の見込額, ⑬保険料率, ⑭概算・増加概算保険料額. Rows include 労働保険料, 労災保険分, 雇用保険法適用者分, 高年齢労働者分, 保険料算定対象者分.

⑮延納の申請 納付額

⑯申告済概算保険料額 ⑰申告済概算保険料額 ⑱増加概算保険料額

Table with 4 columns: 第1期, 第2期, 第3期. Rows include ⑲(1)概算保険料額, ⑲(2)労働保険料不足額, ⑲(3)不足額, ⑲(4)今期労働保険料, ⑲(5)一般拠出金不足額, ⑲(6)一般拠出金不足額.

⑳事業主 (イ) 所在地 (ロ) 名称 (ハ) 氏名 ㉑事業又は作業の種類 ㉒事業関係成立年月日 ㉓事業停止等理由

〔記入に当たっての注意事項〕

この申告書は、納付する保険料等を添えて日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店）、所轄都道府県労働局又は所轄労働基準監督署のいずれかに提出して下さい。

○取扱上の注意

- 1 この様式は、ノーカーボンの3枚1組の複写式になっていますが、記入するに当たっては、まずこの注意事項の部分を図1のように下のきりとり線から切り離して下さい。
- 2 複写先の紙面が汚れやすいので、注意しながらボールペンで記入して下さい。
- 3 申告書及び納付書の記入が終わりましたら、申告書の事業主控を切り取って保存して下さい。この場合、残りの提出用申告書と納付書は切り離さないように注意して下さい。申告書に保険料等を添えて日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店）、所轄都道府県労働局又は所轄労働基準監督署の窓口へ提出するときは図2のようになります。
- 4 この申告書及び納付書は、なるべく折り曲げないようにし、やむをえない場合には折り曲げマーク（▶◀）の所で折り曲げて下さい。



図1

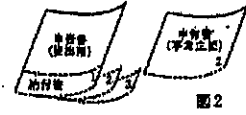


図2

- 1 □□□□で表示された枠（以下「記入枠」という。）に記入する文字は、光学文字読取装置（OCR）で直接読み取りを行うので、この用紙は汚したり、必要以上に折り曲げたりしないこと。
- 2 記入すべき事項のない欄又は記入枠は、空欄のままとし、事項を選択する場合には該当事項を○で囲むこと。なお、※印のついた欄又は記入枠には記入しないこと。
- 3 記入枠の部分は、必ず、黒色のボールペンを使用し、申告書右上に記載された「標準字体」にならって、枠からはみださないように大きめのカタカナ、漢字、ひらがな及びアラビア数字で明瞭に記入すること。
- 4 ①欄には、付与されている労働保険番号を記入すること。
- 5 ②欄には、増加概算保険料申告書として提出する場合に保険料算定基礎額の見込額が増加した年月日を記入すること。
- 6 ③欄及び④欄には、確定保険料及び一般拠出金を申告する場合であって、(1)事業の廃止、(2)個別加入から委託加入に変更（事務組合から他の事務組合に委託換えした場合を含む。）、(3)委託加入から個別加入に変更、(4)労働者を使用しなくなったこと(1)に該当する場合を除く。、(5)その他（他の都道府県への事業移転等）の事実があったときにその年月日を記入し、該当事項を○で囲むこと。
- 7 ④欄には、年度更新の際において、確定保険料・概算保険料及び一般拠出金申告書（以下「年度更新用申告書」という。）として提出する場合には、その保険年度の直前の保険年度に属する各月の末日（賃金締切日がある場合には、各月の末日の直前の賃金締切日）における使用労働者数の合計数を12（当該直前の保険年度の中で中途に労働保険の保険関係が成立した事業にあっては、労働保険の保険関係が成立した日の属する月以後の月であって当該直前の保険年度に属する月の月数）で除した数を記入すること。なお、船渠、船舶、岸壁、波止場、停車場又は倉庫における貨物の取扱の事業及び徴収法第7条の規定により一の事業とみなされた事業については、当該直前の保険年度における1日平均使用労働者数（延使用労働者数を当該直前の保険年度中の所定労働日数で除した数）を記入すること。
- 8 ⑤欄には、年度更新の際において、年度更新用申告書として提出する場合には、前年度における1ヵ月平均雇用保険被保険者数を記入すること。
- 9 ⑥欄には、⑥欄に記入した雇用保険被保険者のうち、任意加入に係る高年齢継続被保険者、短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者以外の高年齢労働者数を記入すること。
- 10 ⑦欄及び⑧欄には、次により記入すること。
 - (1) (ロ)の額と(ホ)の額が同じ場合には(イ)欄のみ記入し、(ロ)の額と(ホ)の額が異なる場合には(ロ)から(ホ)までの各欄に記入すること。
 - (2) 労災保険のみの保険関係が成立している場合には(ロ)に記入し、雇用保険のみの保険関係が成立している場合には、(ハ)から(ホ)までの各欄に記入すること。
 - (3) (ニ)欄には、雇用保険被保険者のうち任意加入に係る高年齢継続被保険者、短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者以外の高年齢労働者に支払う賃金の総額を記入すること。
 - (4) ⑨欄の(ヘ)には、一般拠出金の算定基礎となる賃金総額を記入すること。
 - (5) その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。
 - (6) この申告書を年度更新の際において、年度更新用申告書として提出する場合には、労災保険と雇用保険の保険関係が共に成立している場合には⑨欄の(イ)の額又は(ロ)の額と(ハ)の額の合計額と新保険年度の保険料算定基礎額の見込額とを比較し、また、労災保険又は雇用保険のいずれか一方の保険関係が成立している場合には⑨欄の(ロ)又は(ハ)の額と新保険年度の保険料算定基礎額の見込額とを比較して、新保険年度の保険料算定基礎額の見込額が、⑨欄の100分の50以上100分の200以下であるときは、⑩欄の(イ)から(ホ)までについては⑩欄の(イ)から(ホ)までの額をそれぞれ記入すること。
- 11 ⑩欄の(ロ)及び(ホ)に記入した場合には、その合計額を(イ)に記入すること。
- 12 ⑩欄の(ヘ)には、⑨欄の(ヘ)の額に⑩欄の(ヘ)の率を乗じた額を記入すること。
- 13 ⑪欄の(ロ)及び(ホ)に記入した場合には、その合計額を(イ)に記入すること。
- 14 ⑪欄及び⑫欄には、年度更新の際において、年度更新用申告書として提出する場合に、変更があるとき記入すること。
- 15 ⑬欄には、概算保険料を延納する場合の納付回数を記入すること。
- 16 ⑭欄には、確定保険料及び一般拠出金申告書又は年度更新の際において、年度更新用申告書として使用する場合には、既に納付した概算保険料の額を記入すること。
- 17 ⑮欄には、この申告書を増加概算保険料申告書として使用する場合には、既に納付した概算保険料の額を記入すること。
- 18 ⑯欄の(ニ)に記入した額を納付書の「労働保険料」欄へ、(ヘ)に記入した額を納付書の「一般拠出金」欄へ、(ト)に記入した額を納付書の「納付額(合計額)」欄へそれぞれ転記すること。
- 19 ⑰欄には、「労災保険率表」の事業の種類又は「第2種特別加入保険料率表」の事業若しくは作業の種類を記入すること。
- 20 ⑱欄には、保険関係が成立した事業の所在地及び名称を記入すること。
- 21 ⑲欄には、事業主の住所（法人のときは主たる事務所の所在地）・名称・氏名（法人のときは代表者の氏名）について記入すること。なお、事業主の氏名記入欄については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記入すること。
- 22 ⑳欄には、既に納付した概算保険料の額のうち、確定保険料の額を超える額について、次の保険年度の概算保険料や一般拠出金に充当することを希望する場合に、該当する番号を記入すること。
- 23 労災保険の特別保険料の納付に当たってもこの申告書を添えることとし、⑳欄から㉑欄までについては、(ロ)を必ず記入すること。
- 24 ㉒欄には、事業主に法人番号が指定されている場合、指定された法人番号を記入すること。

※ 雇用保険被保険者の資格がある者については、その者に係る「雇用保険被保険者資格取得届」を所轄公共職業安定所に提出する必要があること。

有期事業
(一括有期事業を除く。)

標準
字体 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

第3片「記入に当たっての注意事項」をよく読んでから記入して下さい。
〇ＣＲ枠への記入は上記の「標準字体」でお願ひします。

下記のとおり申告します。

年 月 日

労働保険特別会計歳入徴収官院

※各種区分
保険関係区分 業 種
7 3 1

提出用

①労働
保険
番号

② 設立
年月日

③ 労働
保険
番号

④ 事業
又は
作業
の種類

⑤ 法人
番号

⑥ 追加
年月日 (元号・平成は力)
年 月 日

⑦ 事業
終了 (予定) 年月日 (元号・平成は力)
年 月 日

⑧ 支払
金額

⑨ 労務
費率又は
労務費の
額

⑩ 平均
賃金

⑪ 賃金総額の特例(⑩の(ロ))による場合

⑫ 請負金額の内訳

(イ) 請負代金の額 (ロ) 請負代金に加算する額 (ハ) 請負代金から控除する額 (ニ) 請負金額((イ)+(ロ)-(ハ)) (ホ) 原料の(見込)生産量 (ヘ) 労務費率又は労務費の額

なるべく折り曲げないようにし、やむをえない場合には折り曲げマークの所で折り曲げて下さい。

① 算定期間 年 月 日 から 年 月 日 まで

② 保険料率 1000分の

③ 保険料算定基礎額

④ 算定保険料額(③×②)

⑤ 申告済保険料額

⑥ 差引納付額(④-⑤)

⑦ 延納の申請 納付回数

⑧ 一般拠出金算定基礎額

⑨ 一般拠出金率 1000分の

⑩ 一般拠出金(⑧×⑨)

(注) 石綿による健康被害の救済に関する法律第35条第1項に基づき、労災保険適用事業主から徴収する一般拠出金

① 算定期間 年 月 日 から 年 月 日 まで

② 保険料率 1000分の

③ 保険料算定基礎額又は増加後の保険料算定基礎額の見込額

④ 概算保険料額又は増加後の概算保険料額(③×②)

⑤ 申告済概算保険料額

⑥ 差引納付額(④-⑤)

⑦ 延納の申請 納付回数

⑧ 概算保険料又は増加概算保険料の期別納付額

⑨ 今期納付額

(イ) 概算保険料又は増加概算保険料

(ロ) 確定保険料

(ハ) 一般拠出金

※第3片「記入に当たっての注意事項」をよく読んでから記入して下さい。
⑩の(イ)、⑪の(ロ)、⑫の(ニ)は事業開始が平成19年4月1日以後の場合に記入して下さい

⑬ 発注者(立木の伐採の事業の場合は立木所有者等)の住所又は所在地及び氏名又は名称

住所又は所在地

氏名又は名称

⑭ 所在地

⑮ 住所 (イ) 住所 (法人のときとは別表の事項を併記する)

⑯ 名称 (ロ) 名称

⑰ 氏名 (ハ) 氏名 (法人のときとは別表の事項を併記する)

〔記入に当たっての注意事項〕

この申告書は、納付する保険料等を添えて日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店）、所轄都道府県労働局又は所轄労働基準監督署のいずれかに提出して下さい。

○取扱上の注意

- 1 この様式は、ノーカーボンの3枚1組の複写式になっていますが、記入するに当たっては、まずこの説明書きの部分を図1のように下のきりとり線から切り離して下さい。
- 2 複写式の紙面が汚れやすいので、注意しながらボールペンで記入して下さい。
- 3 申告書及び納付書の記入が終わりましたら、申告書の事業主控を切り取って保存して下さい。この場合、残りの提出用申告書と納付書は切り離さないように注意して下さい。申告書に保険料等を添えて日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店）、所轄都道府県労働局又は所轄労働基準監督署の窓口へ提出するときは図2のようになります。
- 4 この申告書及び納付書は、なるべく折り曲げないようにし、やむをえない場合には折り曲げマーク（▶◀）の所で折り曲げて下さい。



図1

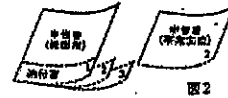


図2

- 1 □□□□で表示された枠（以下「記入枠」という。）に記入する文字は、光学文字読取装置（OCR）で直接読み取りを行うので、この用紙は汚したり、必要以上に折り曲げたりしないこと。
- 2 記入すべき事項のない欄又は記入枠は空欄のままとし、事項を選択する場合には該当事項を○で囲むこと。なお、※印のついた欄又は記入枠には記入しないこと。
- 3 記入枠の部分は、必ず、黒色のボールペンを使用し、枠からはみださないように大きめのカタカナ、漢字、ひらがな及びアラビア数字で明瞭に記入すること。
- 4 ①欄には、付与されている労働保険番号を記入すること。
- 5 ②欄には、保険関係が成立した年月日を記入すること。
- 6 ③欄には、事業の期間中における1日平均使用労働者数（延使用労働者（臨時及び日雇を含む。）を所定労働日数で除したものをいう。）を記入すること。
- 7 ④欄には、「労災保険率表」の事業の種類又は作業の種類を記入すること。
- 8 ⑤欄には、この申告書を増加概算保険料申告書として使用する場合に、保険料算定基礎額の見込額が増加した年月日を記入すること。
- 9 ⑥欄には、確定保険料及び一般拠出金申告書として使用する場合は事業終了年月日を、増加概算保険料申告書として使用するに際し、事業の終了予定年月日に変更がある場合は、変更後の事業終了予定の年月日を記入すること。
- 10 ⑦欄には、該当する項目を○で囲むこと。
- 11 ⑧欄には建設の事業について、次により記入すること。
 - (1) (ロ)欄には、注文者その他の者から当該事業に使用するために材料の支給又は機械器具等の貸与を受けた場合には、その材料の価格又は機械器具等の損料相当額（労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第13条第2項第1号ただし書の規定に基づき厚生労働大臣が定める物（以下「工事用物」という。）の価額を除く。）を記入すること。
 - (2) (ハ)欄には、請負代金の額に工事用物の価額が含まれている場合には、その価額を記入すること。
- 12 ⑨欄には、立木の伐採の事業についての素材の生産量（確定保険料及び一般拠出金申告書として使用する場合）又は素材の見込生産量（概算又は増加概算保険料申告書として使用する場合）を記入すること。
- 13 ⑩欄には、建設の事業にあっては労務費率表の事業ごとに定められた請負金額に乗ずる率を、立木の伐採の事業にあっては所轄都道府県労働局長が定める素材1立方メートルを生産するために必要な労務費の額を記入すること。
- 14 ⑬欄、⑭欄及び⑮欄には、賃金総額の特例による場合、建設の事業にあっては⑩欄の(二)の額に⑩欄の労務費率を乗じて得た額を、また、立木の伐採の事業にあっては⑨欄の素材の生産量又は素材の見込生産量に⑩欄の労務費の額を乗じて得た額を記入すること。
- 15 ⑯欄には、概算保険料を延納する場合にその納付回数を記入すること。
- 16 ⑰欄の(イ)又は(ロ)に記入した額を納付書の「労働保険料」欄へ、(ハ)に記入した額を納付書の「一般拠出金」欄へそれぞれ転記し、納付書の「労働保険料」欄の額と「一般拠出金」欄の額の合計額を「納付書（合計額）」欄に記入すること。
- 17 ⑱欄には、保険関係が成立した事業の所在地及び名称を記入すること。
- 18 ⑲欄には、事業主の住所（法人のときは主たる事務所の所在地）・名称・氏名（法人のときは代表者の氏名）について記入すること。なお、事業主の氏名記入欄については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記入すること。
- 19 ⑳欄には、既に納付した概算保険料の額のうち、確定保険料の額を超える額について、㉑欄の一般拠出金に充当することを希望する場合に、「2」と記入すること。
- 20 ㉒欄には、事業主に法人番号が指定されている場合、指定された法人番号を記入すること。

年 月 日

労働保険

- 0 : 保険関係成立届(継続)(事務処理委託届)
- 1 : 保険関係成立届(有期)
- 2 : 任意加入申請書(事務処理委託届)

①種別
3160

労働局長
労働基準監督署長
公共職業安定所長 取

下記のとおりに
(イ)届けます。(3160又は31601のとき)
(ロ)労働保険(ハ)雇用保険の加入を申請します。(31602のとき)

*修正項目番号		*漢字修正項目番号		*労働保険番号				*支弁番号				*枝番号			
				都道府県	所掌	管轄(1)									

①住所へカナ

郵便番号 (第3)

住所(つづき) 町村名 (第4)

住所(つづき) 丁目・番地 (第5)

住所(つづき) ビル・マンション名等 (第6)

住所市・区・地名 (第7)

住所(つづき) 町村名 (第8)

住所(つづき) 丁目・番地 (第9)

住所(つづき) ビル・マンション名等 (第10)

②住所へ漢字

名称・氏名 (第11)

名称・氏名(つづき) (第12)

名称・氏名(つづき) (第13)

電話番号(市外局番) (市内局番) (番号) (第14)

③名称・氏名へカナ

名称・氏名 (第15)

名称・氏名(つづき) (第16)

名称・氏名(つづき) (第17)

①事業主住所又は所在地

氏名又は名称

②事業主所在地

郵便番号

③事業の概要

④事業の種類

⑤加入済の労働保険 (イ) 労働保険 (ロ) 雇用保険

⑥保険関係成立年月日 (有期) 年 月 日 (有期) 年 月 日

⑦雇用保険被保険者数 一般・短期 人 人

⑧賞金総額の見込額 千円

⑨所在地

郵便番号

⑩委託事業の概要

代表者(氏名) 記名押印又は署名

⑪事業開始年月日 年 月 日

⑫事業終了年月日 年 月 日

⑬保険の事業の消費金額 円

⑭立木の伐倒の事業の残付見込生産量 コブメートル

⑮注

⑯備考

① 保険関係成立年月日 (31600又は31601のとき) 年 月 日

② 事務処理委託年月日 (31600又は31602のとき) 年 月 日

* 任意加入認可年月日 (31602のとき) (元号: 平成は7) 年 月 日

* 事業終了予定年月日 (31601のとき) (元号: 平成は7) 年 月 日

③ 常時使用労働者数 (31600又は31602のとき) 人

* 保険関係等区分 (31600又は31602のとき) 区

④ 雇用保険被保険者数 (31600又は31602のとき) 人

⑤ 免除対象高年労働者数 (31600又は31602のとき) 人

* 保険理由コード (31600のとき) 区

⑥ 加入済労働保険番号 (31600又は31602のとき)

都道府県	所掌	管轄(1)	支弁番号	枝番号

⑦ 適用労働保険番号1

都道府県	所掌	管轄(1)	支弁番号	枝番号

⑧ 適用労働保険番号2

都道府県	所掌	管轄(1)	支弁番号	枝番号

* 事業区分 (31600又は31602のとき) 区

* 特種コード (31600又は31602のとき) 区

* 業種 (31600のとき) 区

* 産業分類 (31600又は31602のとき) 区

* データ指示コード (31600又は31602のとき) 区

* 再入力区分 (31600又は31602のとき) 区

* 修正項目 (英数・カナ)

* 修正項目 (漢字)

* 受付年月日 (元号: 平成は7) 年 月 日

⑨ 法人番号

事業主氏名 (法人のときはその名称及び代表者の氏名) 記名押印又は署名

【注意】

- 1 □□□□ で表示された枠（以下「記入枠」という。）に記入する文字は、光学文字読取装置（OCR）で直接読み取りを行うので、この用紙は汚したり、必要以上に折り曲げたりしないこと。
- 2 記入すべき事項のない欄又は記入枠は空欄のままとし、事項を選択する場合には該当事項を○で囲むこと。なお、電話番号記入枠には電話番号を必ず記入し、また、※印のついた欄又は記入枠には記入しないこと。
- 3 記入枠の部分は、必ず、黒色のボールペンを使用し、枠からはみださないように大きめのカタカナ、漢字、ひらがな及びアラビア数字で明瞭に記入すること。
- 4 事業主の氏名（法人にあっては代表者氏名）記入欄については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記入すること。
- 5 ①欄には、事業主の住所又は所在地（法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地）及び氏名（法人の場合にあっては、名称）を記入すること。ただし、既に継続事業の一括の認可を受けている事業主の場合は、当該一括に係る指定事業の所在地及び名称を記入すること。
- 6 ②欄には、保険関係が成立した事業の所在地及び名称を記入すること。
- 7 ③欄には、作業内容（製造工程）、製品名（完成物）、又は提供されるサービスの内容等事業の内容を具体的に記入すること。
- 8 ④欄には、事業に適用される「労災保険率適用事業細目表」に掲げられた該当する事業の種類を記入すること。
- 9 ⑤欄には、既に労災保険又は雇用保険に加入済みの場合、加入しているものの記号を○で囲むこと。
- 10 ⑥欄には、労災保険又は雇用保険の適用事業となった年月日を記入すること。
- 11 ⑦欄の「一般・短期」欄には、その年度における1ヶ月平均雇用保険被保険者数（一般被保険者数、高年齢労働者数及び短期雇用特例被保険者数の合計数）を、また、「日雇」欄には、日雇労働者数を記入すること。
- 12 ⑧欄には、保険関係が成立した日から保険年度末までの期間に使用する労働者に係る賃金総額の見込額を記入すること。賃金総額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てて記入すること。
- 13 ⑨欄及び⑩欄には、労働保険事務組合に労働保険事務を委託している場合に記入すること。
- 14 ⑪欄には、任意加入の申請を行う場合のみ、当該事業の開始年月日を記入すること。
- 15 ⑫欄には、有期事業において、当該事業の廃止（予定）年月日を記入すること。
- 16 ⑬欄には、建設の事業の場合に、請負代金の額（労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第13条第2項各号に該当する場合には、当該各号に定めるところにより計算した額）を記入すること。
- 17 ⑭欄には、立木の伐採の事業の場合に素材の見込生産量を記入すること。
- 18 ⑮欄には、工事発注者の住所又は所在地及び氏名又は名称を記入すること。
- 19 ⑯欄の下1桁には該当する数字を記入すること。
- 20 ⑰欄から⑳欄までは、保険関係が成立した事業に係る主たる事務所の所在地及び名称について、指定された表記により記入すること。
- 21 ㉑欄には、⑥欄の年月日を記入すること。
- 22 ㉒欄には、「事務処理委託届」として提出する場合は、事務組合への事務処理委託年月日を記入し、「保険関係成立届（有期）」として提出する場合は、事業終了予定年月日を記入すること。
- 23 ㉓欄には、その保険年度における1日平均使用労働者の見込数（年間延使用労働者数（臨時及び日雇を含む。）を所定労働日数で除した数）を記入すること（小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てた数）。
- 24 ㉔欄には、⑦欄の「一般・短期」の人数と「日雇」の人数の合計人数を記入すること。
- 25 ㉕欄には、一般被保険者数のうち、高年齢労働者数を記入すること。
- 26 ㉖欄には、届出する当該事業が、個別加入から委託加入に変更、事務組合から他の事務組合に委託換え、委託加入から個別加入に変更の場合、元の労働保険番号を記入すること。
- 27 ㉗欄には、次により記入すること。
 イ 一元適用事業においては、既に労働保険番号を付与されている事業のうち、同じ所掌の事業について、その労働保険番号を記入すること（当該事業が2事業以上ある場合は、そのうちの主たる2事業について、㉘欄も用いてそれらの労働保険番号を記入すること。）
 ロ 二元適用事業においては、他の所掌の事業について、その労働保険番号を記入すること（当該事業が2事業以上ある場合は、そのうちの主たる2事業について、㉘欄も用いてそれらの労働保険番号を記入すること。）
- 28 ㉘欄には、事業主に法人番号が指定されている場合、指定された法人番号を記入すること。

※ 雇用保険被保険者の資格がある者については、その者に係る「雇用保険被保険者資格取得届」を所轄公共職業安定所に提出する必要があること。